

《2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議》

【新規審議品目】

(5) ヘルシアウォーターa (花王株式会社)

○阿久澤部会長 それでは、次の審議に移らせていただきます。次は、花王株式会社「ヘルシアウォーター」です。これにつきまして、消費者庁のほうから御説明をお願いしたいと思います。

○消費者庁食品表示企画課 続きまして、「ヘルシアウォーターa」の審議をお願いいたします。「ヘルシアウォーターa」の資料につきましては緑色のファイルになりますので、そちらのほうを御準備ください。

それでは、申請書概要の「ア」のタグを開きまして表示許可申請書をごらんください。表示許可申請書の17ページになりますけれども、商品名は「ヘルシアウォーターa」、申請者は花王株式会社となります。

20ページの「7. 許可を受けようとする表示の内容」をごらんください。保健の用途といたしましては、「本品は脂肪の分解と消費に働く酵素の活性を高める茶カテキンを豊富に含んでおり、脂肪を代謝する力を高め、エネルギーとして脂肪を消費し、体脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪が気になる方に適しています」となっております。

22ページの「10. 栄養成分量及び熱量」の関与成分のほうをごらんください。関与成分は茶カテキン、一日摂取目安当たりの含有量といたしましては540mgとなっております。一日当たりの摂取目安量につきましては、500mlの製品は「1本を目安にお飲みください」となっております。また、1,000mlの製品は「500mlを目安にお飲みください」となっております。

「12. 摂取をする上での注意事項」につきましては、「多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。体質や体調によっては、飲み過ぎるとおなかが緩くなる場合があります」となっております。

食品形態は、清涼飲料水となっております。

こちらはまた戻っていただきまして、3ページの本申請品目と既許可品目の比較表をごらんいただけますでしょうか。本品は申請者の既許可品「ヘルシアウォーターw」、許可番号第1221号、許可日は平成22年4月28日のものとなっておりますが、こちらの商品と原材料及び許可表示の内容が異なっております申請になります。

表示の内容につきましては、これまで御審議をいただいておりますヘルシアシリーズと同じエビデンスを使用しております、同じ許可文言となるため有効性や安全性の試験を省略しております。また、本申請品目につきまして既許可品「ヘルシアウォーターw」と比較をいたしますと、幾つか原材料の配合割合が異なっております。

ただ、申請者は風味調整のための変更と申しております、有効性や安全性は同等であると考えていると言っております。

本日の御審議につきましては、原材料の配合等、既許可品と比べて異なっておりますので、既許

第34回新開発食品調査部会 議事録

可品と比較をしていただきまして同等であると判断してもよいかということについて御審議いただきたいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○阿久澤部会長 どうもありがとうございました。

それでは、続いて事務局のほうから調査会での審議状況について御説明をお願いしたいと思います。

○消費者委員会事務局 それでは、「ヘルシアウォーター」につきまして第一調査会での審議経過につきまして御説明させていただきたいと思っております。お手元の資料2をごらんいただけますでしょうか。

諮問は、平成27年11月10日、平成28年2月10日、平成28年5月9日と、それぞれ第一調査会で審議を行いまして、5月9日です承を得ております。

平成28年2月10日、第30回第一調査会指摘事項とその回答内容につきまして御説明させていただきます。

指摘事項といたしましては、申請品は既許可品の「ヘルシアウォーターw」にはちみつの追加、または一部原材料の配合割合が変更されており、成分を変えた合理的な説明とともに既許可品と申請品が同等であるとする科学的な根拠について明確に示されたいという指摘でございます。

回答といたしましては、原材料の追加、配合割合の変更につきまして、風味調整のためという回答でございました。

次に、既許可品との有効性及び安全性の同等性につきまして、エリスリトール、グレープフルーツ果汁、環状オリゴ糖、グレープフルーツ香料の配合割合は少ない設定なので有効性、安全性に影響を与える可能性はない。ブドウ糖は、実績の範囲内である。はちみつを含まない規格品と比較して茶カテキンの□□に違いがなく、配合することにより有効性、安全性に影響しない。

はちみつの成分組成や文献調査から、有効性、安全性に影響を与える原料ではない。はちみつからのボツリヌス菌及び芽胞混入防止対策は原料規格に設け、万全を期している。製品規格は、既許可品と同様である。

以上の内容につきまして、第一調査会としてはこの回答をもって同等品として了承されております。

1枚めくっていただきまして次のページの一覧表でございますけれども、これは原材料の比較と、もう一つは許可表示の比較という2つになっております。今回、申請品目の「ヘルシアウォーター」についてでございますけれども、許可表示文言を変更する根拠については、前回長期ヒト有効試験につきまして平成28年3月22日に御審議いただき、了承をいただきましたヘルシアシリーズと全く同一の根拠に基づいた申請となっております。この表でいきますと、一番端の「ヘルシアスパークリングv」でございます。そのときの共通文献が7、8、9、10で、今回の申請品は7、8、9を追加したものとなっております。

次に、原材料につきまして「ヘルシアスパークリングバレンシアオレンジフレーバー」でございますけれども、こちらではちみつが含まれた製品につきまして既に許可をされております。今回は

第3 4回新開発食品調査部会 議事録

原材料としてはちみつの量が多く含まれておりますので、その点につきまして、少し御意見をいただければと思っております。

説明は、以上でございます。

○阿久澤部会長 どうもありがとうございました。

それでは、この件につきまして御意見等をいただきたいと思います。どなたかございましたらお願したいと思います。

どうぞ、木戸委員。

○木戸委員 1つ確認をさせていただけますか。この「ヘルシアウォーター a」と同等品となるものは、「ヘルシアウォーター w」でよろしいのでしょうか。

○阿久澤部会長 では、消費者庁お願いします。

○消費者庁食品表示企画課 そのとおりでございます。

○木戸委員 「ヘルシアスパークリング v」とは違いますね。

○消費者庁食品表示企画課 申請者からは、既許可品の比較対象としては「ヘルシアウォーター w」ということでいただいております。

○木戸委員 そうすると、その許可を受けようとする表示というのは「ヘルシアウォーター w」と同じと考えてよろしいのでしょうか。

○阿久澤部会長 それでは、事務局のほうからお願いします。

○消費者委員会事務局 資料2の別添の今回の審議品目「ヘルシアウォーター a」と「ヘルシアスパークリング v」の申請日を見ていただきたいのですが、同時に申請されておりました。第一調査会の了解を「v」のほうが多く得られたため、審議タイミングがずれているものでございます。

もともと「ヘルシアウォーター w」を既許可品として「スパークリング v」も「ヘルシアウォーター a」も申請がされておりますので、同等品は「ヘルシアウォーター w」でございます。その申請の中で両方の製品とも、同じ許可表示に変更したいということで今回の申請内容となっております。このため、今回の申請品の許可表示が先に答申されている「ヘルシアスパークリング v」と全く同じものになっているという位置関係でございます。

なお、この表をつくった理由は、「ヘルシアスパークリング v」が同じ許可表示に変更することによって、了承を頂戴しておりますので、その状況を御確認いただきたいという趣旨でこのように並べております。

○木戸委員 私が確認したかったところはそこなのですが、同等品という形で扱うとすればどれと同等品であるか。そして、結果的に「ヘルシアスパークリング v」とも同等品であるというふうに判断した上で、許可表示について考えるべきなのかどうかを確認したくて質問をさせていただきました。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。ほかにもございますか。

では、山田委員どうぞ。

○山田委員 質問ですけれども、もう既に「ヘルシアスパークリング v」という文言が通っている

第34回新開発食品調査部会 議事録

のですけれども、申請書を読んでいまして脂肪の分解と消費に働く酵素というのは確かにデータからは違う酵素が働いてということですが、一般の消費者から見れば脂肪の分解と消費に働く酵素でかえって混乱するのではないかと私は思いましたので、これは脂肪の消費に働く酵素か、一般の消費者がわかりやすい表現にしたほうがいいのかということ考えたのですけれども、最初に第32回の部会、あるいはその前の調査会で議論があってこの「消費」と「分解」というものを一つ一つ言ったとは思いますが、そこら辺のことをどなたかに確認いただければと思ひまして質問しました。

○阿久澤部会長 いかがでしょうか。この辺の議論の内容について、もし何か御記憶があったらお願いしたいのですが。

○志村委員 第一調査会では、この「消費に働く」というところは「脂肪燃焼系酵素」という文言の原案にたしかになっていたかと思うので、脂肪の燃焼というのが許可表示に出てくるのはよろしくないのではないかとということだったように思います。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。「燃焼」という言葉を「分解」と「消費」に言いかえたということですね。

○志村委員 「分解」のほうはリパーゼであって、「消費」のほうは酸化系の酵素ということだったと思います。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

○山田委員 私たちは、国家試験をつくるようなときにはわざわざ管理栄養士さんがこうやって分かるように試験の問題をつくるんですけども、うーんと思いつつつくったりするのですが、一般の消費者にこれは割に難し過ぎるような表現かなという疑念であります。ただ、その思いだけです。

○阿久澤部会長 ほかによろしいでしょうか。

では、木戸委員どうぞ。

○木戸委員 既に同等品として許可を受けている許可表示については、それを否定するとなると否定するだけの根拠が必要になると思います。

しかし、今回「ヘルシアウォーター」と「ヘルシアスパークリングv」との表示を比べてみますと、vのほう非常に突っ込んだ許可表示になっているわけです。例えば、「脂肪を消費しやすくするので」というのが根拠として「ヘルシアウォーター」にあるわけですが、それを新しい表示としては「脂肪を消費し」というふうに言い切り「、」で、「体脂肪を減らすのを助けるので」という表現に変わっているわけです。

そこのあたりが、最終的にキャッチコピーとか、いろいろなことになったときに消費者が誤解を招くようなことがないのか心配になるわけですが、既に同等品として許可が下りているものですから、それをもちろん否定するわけではありませんが、一言そういう懸念があるということだけ申し添えたいと思います。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

どうぞ、大野委員。

第3 4回新開発食品調査部会 議事録

○大野委員 今は、どこだかわからなかったんですけども、「ヘルシアウォーターa」と「ヘルシアスパークリングv」とは同じ表現ですが。

○木戸委員 これとこれは同じです。ですから、今もう既にあるからそれを否定するものではないというのを前提としています。

○阿久澤部会長 では、事務局からお願いいたします。

○消費者委員会事務局 今、御懸念のありましたキャッチコピーにつきまして多少説明させていただきます。

今回の概要版の「イ」のタブのところですけども、表示見本がついております「ヘルシアウォーターa」の25ページです。今まで、このメーカーだけでなく、言い切型の表現をしているメーカーがかなり多くありましたけれども、今回のこの製品につきましても体脂肪を減らすのを助けるということで、あくまで「助ける」という言い切りではない表現に、変えてきております。そういう意味では、申請者のほうでもかなりそこについては気を使うようになってきていると事務局としては理解をしているところでございます。

前に御審議いただいたときにも御説明いたしました、シリーズ品で許可表示をそろえたいということで何品目もまとめて申請が上がってきていたものの残りの1つでございます。このため、許可表示をこれだけ変更するというのは非常に難しいことだと思います。科学的根拠から認められるということであればこのままの表現で了解をいただければと考えております。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

木戸委員、今の御説明でよろしいでしょうか。

○木戸委員 はい。

○阿久澤部会長 どうぞ、大野委員。

○大野委員 先ほど事務局から、はちみつの添加の影響について意見を伺いたいということでした。第一調査会ではそれについて議論をいたしまして、トータルとしてのカロリーはあまり変わらないということですが、はちみつは粘性が高いので、それによって吸収に影響を及ぼすといけないんじゃないかという意見がございました。ただ、この申請品に入れる量は少ないので、吸収に影響を及ぼすような物理化学的な影響はないだろうということになりました。

それからまた、文献的には、はちみつが吸収に影響を与えるというような証拠はないということで、そういうこととあわせて特に問題ないんじゃないかということになりました。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。その他ないようでしたら、この品目については許可ということでよろしいでしょうか。

どうぞ。

○寺本委員 先ほどちょっとキャッチコピーの話が出たんですけども、キャッチコピーというのは基本的に許可表示であれば、恐らく宣伝で使えることになっちゃうんじゃないかと思うんです。

そのときに、今の段階ではこういう形で出ていますけれども、今の容器の表示ということは将来的に売られていくときに変えることが可能なのですか。要するに、例えばこのラベルが変わるとい

第3 4回新開発食品調査部会 議事録

うことはまたそれを変えるということで申請しなければいけないということによろしいですか。

○阿久澤部会長 消費者庁のほうからよろしいですか。

○消費者庁食品表示企画課 こちらのキャッチコピーを含め、表示の内容を変える、ラベルを変えるときについては、基本的には変更届け出ということで消費者庁のほうに申請を上げていただきます。

ただ、その申請の内容につきましては消費者庁のほうで判断となりますので、こちらの調査会ないし部会のほうに確認、もしくは審議をいただくということとはございません。

○寺本委員 その際に、例えばこれ自体は変えられないとしても、現実的にいろいろなところに売られるときに何かキャッチコピーが張られる可能性はあり得るわけですね。これは変わらないとしても。

そのときにこれだけ踏み込んだ内容が書いてあると、その一部は許可表示になっていますから、そこを取り上げるということはあるんじゃないかと思うので、そこは気をつけておかないと、先ほどもちょっとお話がございましたけれども、脂肪の分解とか消費というようなことはかなり細かく書いてあるので、そこがぼんと出てしまうと、もしかするとかなり誤解を招く可能性があるんじゃないかと思うので、そのキャッチコピーの考え方というのを少し整理しておいたほうがいいのかと思います。

○阿久澤部会長 どうぞ。

○消費者委員会事務局 今回も含めて、キャッチコピーについて御意見をいただいております。消費者委員会として以前から意見を出しておりますけれども、原則的には表現の自由という問題もあるので、事業者側の裁量に任せざるを得ないところはございます。

その上で、消費者庁の見解としては、広告や表示については全体を見て消費者の著しい誤認を招くときには、法律違反になるということですし、消費者委員会から専門調査会の報告書を経て建議を出しておりますので、消費者庁のほうで、そこについては厳格に対応いただけると認識しております。

○阿久澤部会長 どうぞ。

○寺本委員 先ほどの山田委員のお話でも私はそう思うんですけども、この許可表示だとかなり多くのことが含まれていて、要するに認めざるを得ないというようなことが起こるのではないかという気がするんです。要するに、おかしくはなかろうということですね。

そういうときに、それに対する反応ですが、かなり大々的にやられた場合におかしくないということになってしまうので、やはり許可表示は相当慎重に決めておかないといけなくて、恐らくこれはもう議論された上での話なので今から蒸し返すこともないと思うんですけども、相当これはあるところが変わったということはかなり踏み込んでいるわけですね。

ですから、そこら辺のところをもう一回整理しておいたほうがいいのかと思います。これに関して別に何か問題があるというんじゃないくて、今後考えていく上で必要なことじゃないかと思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○志村委員 この許可表示をどういうふうに切り出すかというところですけども、本来ですとこれは、「酵素の活性を高める、茶カテキンを豊富に含んでおり」で一区切り、次の「脂肪を代謝する力を高め、エネルギーとして脂肪を消費し、体脂肪を減らすのを助ける」となり、この「助ける」というのが3つのことにかかっているという判断だったかと思うんです。

だから、例えば脂肪を代謝する力を高めるのを助けるという形であるということで、本来だったらこれはキャッチコピーのほうにも「高める」と断定的に書いていただく代わりに「助ける」ということを書いていただくのがよろしいのかなということだったかと思います。

○阿久澤部会長 どうぞ。

○久代委員 キャッチコピーを広告に使用する際に、例えば脂肪を分解させ、消費をさせるということを大きく書いて、ごちそうの映像を一緒に出して、これを飲んでおけば沢山食べても大丈夫というようなイメージにならないかということが懸念されます。広告に関する評価というのはどこかでされるものでしょうか。

○阿久澤部会長 消費者庁のほうから、いかがでしょうか。

○久代委員 以前に、ほかのトクホ食品の広告で、これを摂っていればたくさん食べても大丈夫というイメージのコマーシャルがあったと思います。それはトクホの趣旨から外れているのではないかとということで、議論されたことがあると思います。

○消費者庁食品表示企画課 現状といたしまして、基本的には許可をいただいた文言の中で広告等をつくっていただいている。それで、テレビCMなどについてはこちらの事前確認といったところは基本的には企業の責任でということになってはいますけれども、企業によっては、申請者によってはこういった表現はいいかということで事前に御相談いただくこともございますので、そのときにはいき過ぎにならないように、消費者の誤解を招かないようにということで、このレベルとしては助言ということにはなると思うのですが、その程度でやらせていただいております。

○阿久澤部会長 CMにしてもキャッチコピーにしてもですが、ベースとなるのは先ほど寺本委員からの御発言にもあったように、非常に説明的な多くの文言を使った許可表示は、そのコピーやCMに使える文言がふえるということに違いないと思います。

そういった意味も含めてですが、先ほど志村委員からもありましたけれども、キャッチコピーももう少し許可表示と同様に正確な表示やコピーが必要だということで、先ほどの御提案のような形で、代謝することを高めるのを助けるというようなコピーにしてはどうかというような指摘とか、発言がありましたけれども、その辺はいかがでしょうか。

○木戸委員 こういったことがこの部会でも確認できていれば、次からのいろいろな新しい申請に対して視点をきちんと置くということが大事なことじゃないかと思います。一度、許可をしたものを取り下げるとなると、新しいそれを否定するだけのエビデンスを用意しなければ取り下げることができないと思います。そういう意味で、許可を出すときに十分に注意をすることが大事かと思います。

それで、文言としてこういうふうに「、」「、」で切った場合、この文章が一義的に全てにかか

第34回新開発食品調査部会 議事録

って助けると読めるかどうかは読む人によって変わってきますので、そのあたりの文章表現というのはきちんと確認をしておく必要があるのではないかと。

ただ、この部会では全てにかかって助けるというふうに解釈していると理解させていただきます。

○戸部委員 確かに、個別の製品についてそのキャッチコピーと許可表示の関係というのは、書く側も、また読む側も非常に悩ましくて難しいところだと思います。

ですから、それぞれの一つ一つについて、誤解しそうかどうかという判断はあります。だからこそ、この製品の表示としてそもそも許可表示というものを書かないといけない意図を考えると、許可された内容というのはこういうことかということを示すものだと思います。ですから、消費者が読む側の姿勢としてキャッチコピーだとか宣伝の文言について捉え方は人にもよるけれども、最終的には製品の許可表示を見るようにというような啓発も一つの方法ではないかと思います。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

○消費者庁食品表示企画課 1つよろしいでしょうか。先ほど、志村委員からキャッチコピーの部分について、脂肪を代謝する力を高めるのを助ける。要するに、「助ける」がこの部分にもかかわるのではないかとというような御指摘をいただいております。メーカー側、申請者側とすると、余り文字数が多くなり過ぎた場合に、やはりキャッチコピーのとして使いづらいという点もございません。

それで、例えばですが、ここの文章からすると、体脂肪を減らすのを助けるということと、脂肪を代謝する力を高めるということと、2つあります。ここの部分はつなげて許可表示のように、「脂肪を代謝する力を高め、体脂肪を減らすのを助ける」と、原文に近いような形にするのも1つあるかと思うのですが、それであれば一応「助ける」が最後にありますので両方にかかるという整理でもよろしいでしょうか。

○阿久澤部会長 いかがでしょうか。

○志村委員 それでよろしいかと思えます。

○消費者庁食品表示企画課 ありがとうございます。

○阿久澤部会長 済みません。今、御提案になられた文言をもう一度お願いします。

○消費者庁食品表示企画課 案として考えられるものとして、「脂肪を代謝する力を高め、体脂肪を減らすのを助ける」。逆にして、文章として一文になるようにするという案も考えられるかと思いましたが、その点について御意見をいただければと思います。

○阿久澤部会長 いかがでしょうか。

○戸部委員 そうすると、この側面には「脂肪を代謝する力を高める」とだけ書いてある部分があるんですが、これは削除するということになるんですか。「茶カテキン540mg」と大きく書いてあるところの上の場所です。

○阿久澤部会長 数字の上のこれですね。「脂肪を代謝する力を高める」。体脂肪が気になる方に、この「高める」のことでしょうか。どうぞ、お願いします。

○石見委員 今の消費者庁からの御提案に賛成いたします。実際にこれを見てみますと、「脂肪を代謝する力を高める」のほうが大きく書いてあって、上の「助ける」のほうは本当に見えないよ

第34回新開発食品調査部会 議事録

うな大きさになっていますので、できれば許可表示に忠実にということで「脂肪を代謝する力を高め」というところを同じような大きさで書いていただいて、「高め、体脂肪を減らすのを助ける」というふうに同じ大きさで書いていただいたほうがいいと思います。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

どうぞ、竹内委員。

○竹内委員 今の御意見に私も賛成です。この許可表示の解釈として「助ける」というのが3つにかかるということまで消費者が正確に理解できるか。その辺を逆手にとって最後についている「助ける」のところだけを小さく入れて、途中の「、」で切れているところを「高める」と結んでいる意図を感じました。やはりそういう誤解がないように正確にキャッチフレーズ化したほうがよろしいのではないかと思います。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

○消費者庁食品表示企画課 先ほど、戸部委員から御指摘をされました側面の「脂肪を代謝する力を高める」という部分につきましては、高めるのを助けるとするか、もしくは削除してしまうという案になるかと思います。

ただ、先ほど消費者委員会事務局のほうからも御説明いただいているとおり、こちらはシリーズ品となりますので、可能であればこの原案のとおりキャッチコピー等はほかの商品と変わらないように許可をいただきまして、今後そのデザインの変更などの際に変更届けを出していただくこととなりますので、その際に委員の皆さんからいただいた御意見を踏まえ、消費者庁のほうで修正をさせていただければと思いますので、その点もあわせて御検討いただければ大変助かります。よろしくお願いいたします。

○阿久澤部会長 どうもありがとうございます。ただいま消費者庁のほうからまた一つの提案という形で出てきましたが、いかがでしょうか。そのような方向でということですが。よろしいでしょうか。

石見委員、どうぞ。

○石見委員 今ここで議論して、このような文言がいいということになったので、私としてはここで直しておいたほうがすっきりします。

○阿久澤部会長 竹内委員からも同様な御意見だったかと思いますが、いかがでしょうか。今回、こういった許可表示に忠実なキャッチコピーをとる御意見が多いかと思います。このような御意見を反映させていただいて指摘し、逆に今後、別のものについてもパッケージ等を変えるときには今回の指摘に沿った形で変えていくというようなことも一つはあるかとも思うんですが。

どうぞ、事務局。

○消費者委員会事務局 先ほどのシリーズ品というお話でございますけれども、一つ一つデザインはシリーズ品であっても多少違ってまいりますので、絶対変えられないということでもないとは思っています。

ただ、そこは事業者の御判断になりますので、消費者委員会として、先ほどの「助ける」というのは全体にかかるということで許可を了承してきているということを伝えた上で、もう一度、再考

第34回新開発食品調査部会 議事録

を事業者のほうにお願いする形で一旦、指摘事項を出してみたらいかがかと思えます。

その上で、もし先生方がおっしゃっているような趣旨で修正されれば、部会長預かりで了承というやり方もあるかと思えますし、そうでない場合は、部会長のご判断で、もう一度部会で御審議いただいてどう扱うかを決めていただくということもあろうかと思えますが、いかがでしょうか。

○阿久澤部会長 いかがでしょうか。ただいま事務局のほうから提案がありましたが、よろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきたいと思えます。

それでは、ただいまの審議結果ですが、これにつきましてもう一度整理して今後の処理方法について確認したいと思えます。事務局から、よろしく願いいたします。

○消費者委員会事務局 今の審議品目の指摘事項につきましてですけれども、許可表示のキャッチコピーにつきまして「助ける」ということが全体にかかるということで、事業者のほうにキャッチコピーの内容について再考をお願いするという形です。それで、その出てきた回答につきまして内容の確認は部会長預かりという形でよろしいでしょうか。

では、そのような形で指摘を出させていただきたいと思えます。

○阿久澤部会長 ただいまの結果の整理と処理方法についてですが、この内容でよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。